

青森市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

1 提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号。以下「一部改正法」という。）により、「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）が、令和 8 年 4 月 1 日から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として実施されることとなっている。

これに伴い、当該事業を行う者は、市町村が条例で定める「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」を満たし、その旨市町村の確認を受けることにより、市町村が負担する乳児等支援給付費の対象となることができることとされた。

今般、一部改正法による改正後の子ども・子育て支援法の規定により、市町村の確認を受けた事業者（特定乳児等通園支援事業者）が従うべき基準が示されたことから、本市において、国の基準に従い、又は参酌して、本条例を制定するものである。

2 基準となる府令

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）

3 制定内容

運営に関する主な基準として、事前の保護者との面談、他の教育・保育施設との連携、虐待等の禁止等について規定

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日